

居宅療養管理指導重要事項説明書

1.居宅療養管理指導事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科
代表者名	理事長・院長 森山 篤志
所在地・連絡先	(住所) 〒885-0082 都城市南鷹尾町 24 街区 20 号 (電話) 0986-21-5000 (FAX) 0986-21-5010

2.事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科
所在地・連絡先	(住所) 〒885-0082 都城市南鷹尾町 24 街区 20 号 (電話) 0986-21-5000 (FAX) 0986-21-5010
事業所番号	宮崎県 4510212659
管理者の氏名	森山 篤志

(2)事業所の職員体制

従業者の種類	人数 (人)	区分		常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1		1	
医師	3	3		3	

(3)職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	平日・土日祝日 7:00～18:00
医師	平日・土日祝日 7:00～18:00

(4)営業（診察）日

平日・土日祝日 7:00～18:00 ※但し年末年始(12/31～1/3)は除く

3.サービスの内容と費用

(1)サービスの内容

担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。

また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者の同意を得て行います。

(2)費用

①利用者負担額は介護報酬で決まっており、1月に2回を限度として(1回あたり)以下の通りです。

サービス提供区分	介護報酬額	利用者様負担額		
		1割	2割	3割
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円	515円	1,030円	1,545円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円	487円	974円	1,461円
単一建物居住者10人以上に対して行う場合	4,460円	446円	892円	1,338円

②医療保険において、「在宅時医学総合診療料」を算定している場合は、

サービス提供区分	介護報酬額	利用者様負担額		
		1割	2割	3割
単一建物居住者1人に対して行う場合	2,990円	299円	598円	897円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,870円	287円	574円	861円
単一建物居住者10人以上に対して行う場合	2,600円	260円	520円	780円

(3)利用料等のお支払い方法

毎月、10日以降に前月分の請求を送付いたしますので、森山内科・脳神経外科の受付窓口にてお支払いもしくは口座引き落としを御利用ください。

5.事業所の特色等

(1)事業所の目的

要支援・介護状態にある利用者に対し、適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

(2)運営方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業者に対し、介護計画策定の為の情報提供を行います。

6.サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様相談窓口	●窓口責任者 大西 政美 ご利用時間 8:30~17:30 ご利用方法 電話 0986-21-5000
介護保険サービスの 苦情について	●宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 受付時間(平日) 8:30~17:00 連絡先 0985-35-5301
介護保険サービスの質や契約 上のトラブルについて	●都城市 介護保険課 受付時間(平日) 8:30~17:15 連絡先 0986-23-2114
	●三股町 高齢者支援課 介護高齢者係 受付時間(平日) 8:30~17:00 連絡先 0986-52-9062
	●曾於市 介護福祉課 介護保険係 受付時間(平日) 8:30~17:15 連絡先 0986-76-8807

7.事故発生時における対応方法について

- ・利用者に対するサービス提供に際して事故が発生した場合は、連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ・前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。
- ・この事により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときには、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、当院に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

8.人権擁護・虐待防止

(1)利用者等の人権の擁護及び虐待の防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者：森山産業副社長
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 虐待の防止のための指針、苦情解決体制を整備しています。
- ④ 法人全体の虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、周知徹底します。
- ⑤ 従業員に対する人権の擁護及び虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施します。

- (2) サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを利用者の住所地のある市町村に通報します。

9.業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害時の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10.衛生管理・感染防止について

- (1)対応職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、必要な備品など衛生的な管理に努めます。
- (2)感染予防においてマスクの着用・手指衛生（手指消毒）など標準的に行う対策と非常時においてはフェースシールド・ガウン・シューズカバーなどの対応を致します。
- (3)事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催し、周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11.利用者様へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書の交付を行い、当書類に基づいて居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	宮崎県都城市南鷹尾町 24 街区 20 号
	名 称	医療法人 社団 森山内科・脳神経外科
	代表者名	森山 篤志 ㊞
説明者	職 名	
	氏 名	㊞

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書を交付され、当書類に基づいて居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	㊞
代理人（選任した場合）	住 所	
	氏 名	㊞